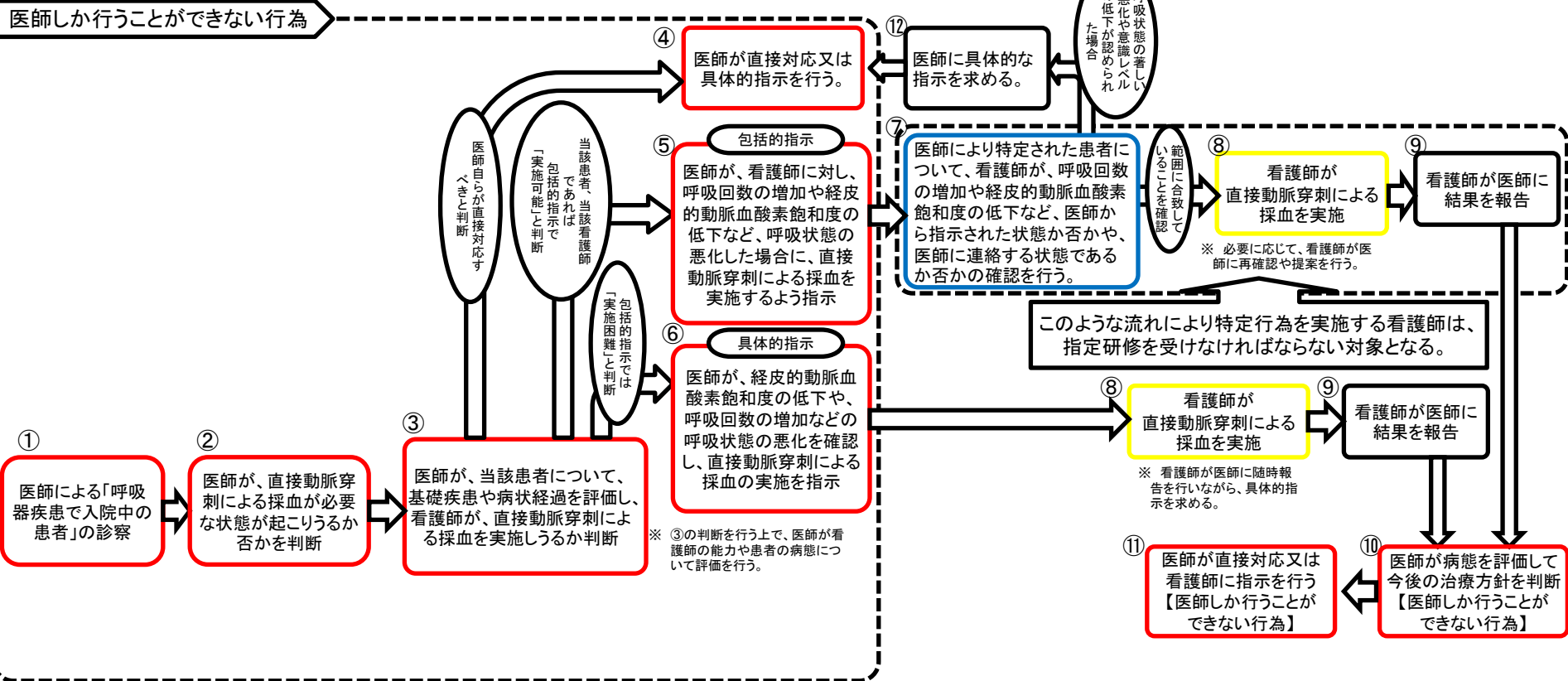


包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて
(要検討行為)

- この資料は、第16回チーム医療推進会議で提出された資料「包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(案)」に沿って、下記一覧にある行為の流れのイメージを作成している。
- ここで提示する包括的指示・具体的指示の流れは一例であり、ここに示すもの以外にも様々な指示内容が考えられる。

行為番号	行為名	頁	行為番号	行為名	頁
2	直接動脈穿刺による採血	1	96	大動脈バルーンパンピングチューブの抜去	8
59	経口・経鼻気管挿管チューブの位置調整	2	131	病態に応じたインスリン投与量の調整	9
62	人工呼吸器モードの設定条件の変更	3	137	急性血液浄化に係る透析・透析濾過装置の操作、管理	10
63	人工呼吸管理下の鎮静管理	4	152-1	投与中薬剤(カテコラミン)の病態に応じた調整	11
64	人工呼吸器装着中の患者のウィーニングの実施	5	154-1	投与中薬剤(高カロリー輸液)の病態に応じた調整	12
66	NPPV(非侵襲的陽圧換気療法)モードの設定条件の変更	6	182	硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与・投与量の調整	13
74	創傷の陰圧閉鎖療法の実施	7	1002	褥瘡・慢性創傷における腐骨除去	14

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ~ 【2】直接動脈穿刺による採血 ~



<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

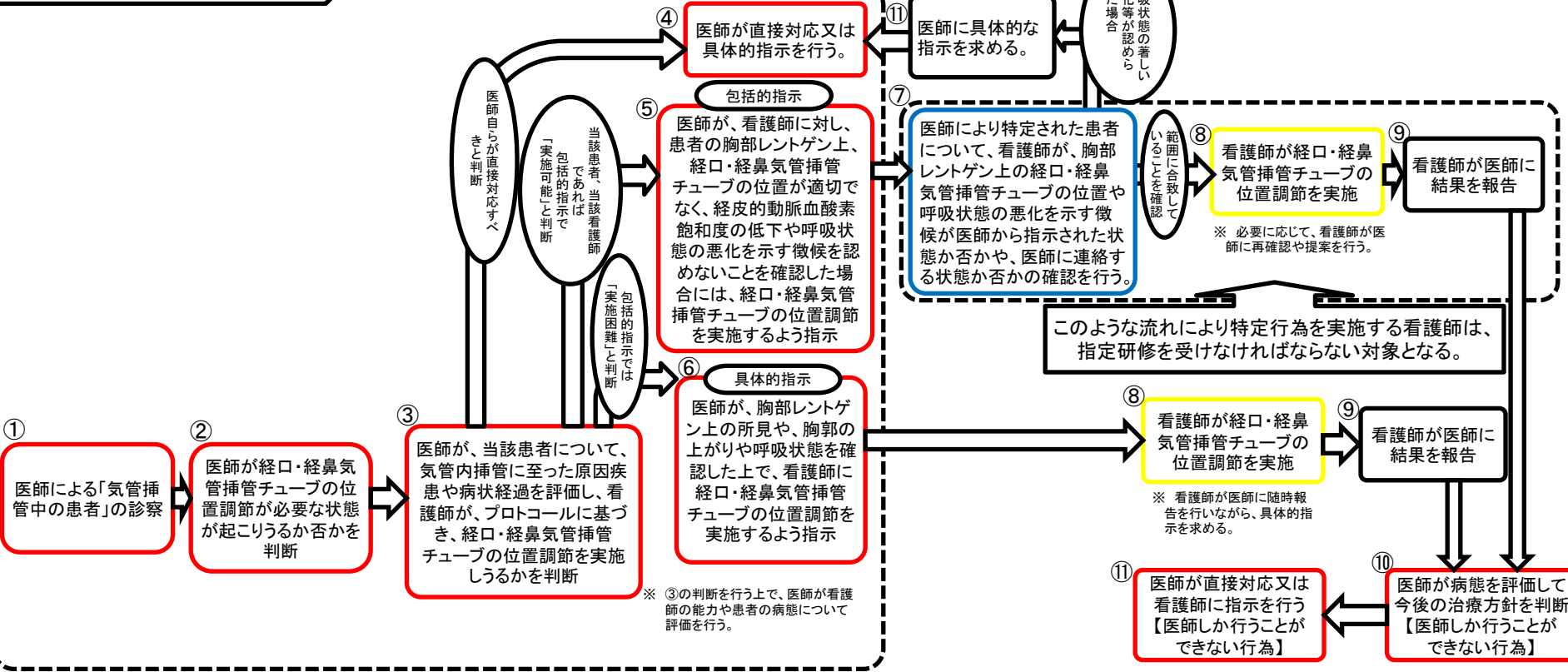
- 1) 呼吸回数の増加や、経皮的動脈血酸素飽和度の低下などの呼吸状態の悪化がみられた場合
 → 直接動脈穿刺による採血を実施
- 2) 努力呼吸の出現、意識レベルの低下、経皮的動脈血酸素飽和度の著しい低下など、呼吸状態の著しい悪化が見られた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ~ 【59】経口・経鼻気管挿管チューブの位置調節 ~

医師しか行うことができない行為



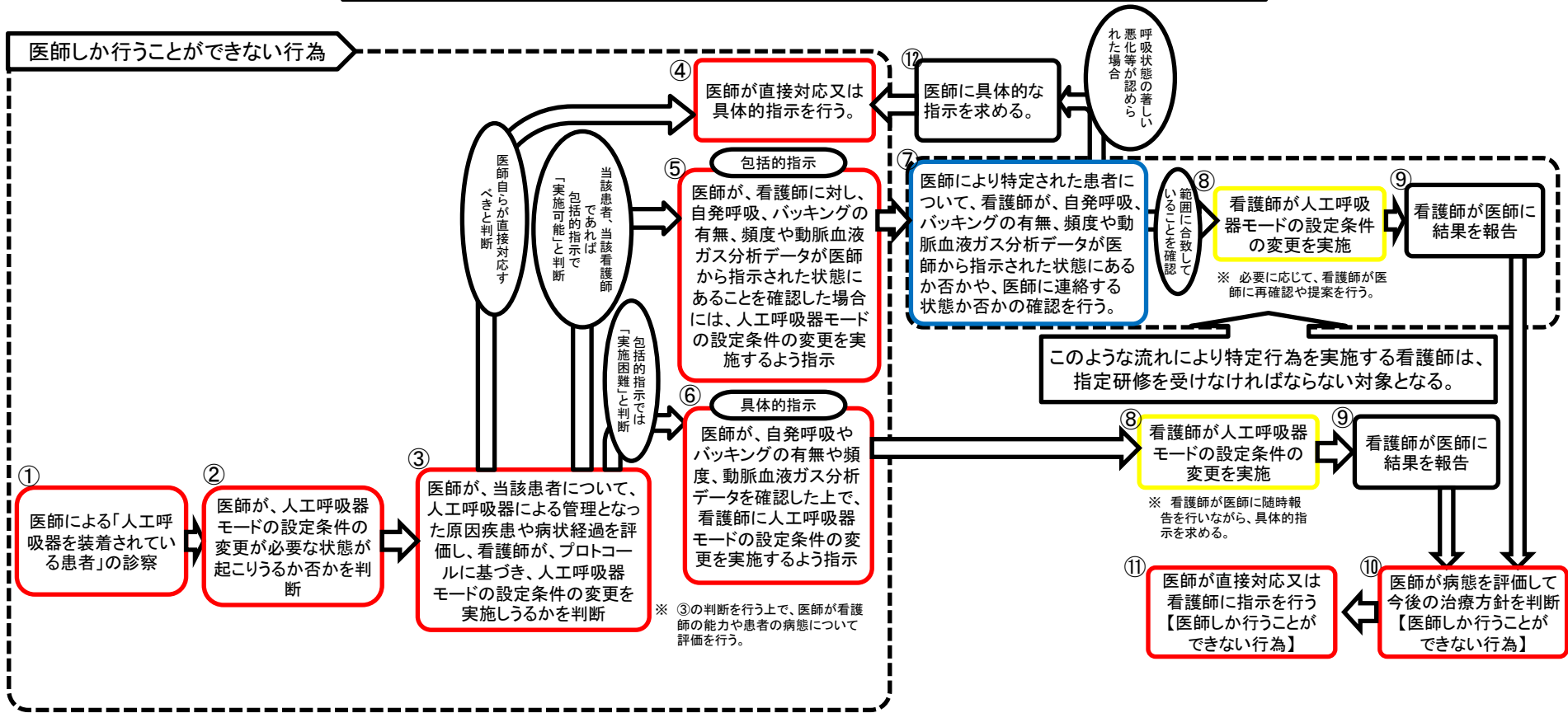
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 胸部レントゲン上、挿管チューブの位置が適切でなく、経皮的動脈血酸素飽和度の低下や呼吸状態の悪化を示す徴候が認められた場合
 → 挿管チューブの位置調節を実施
- 2) 経皮的動脈血酸素飽和度の低下や、呼吸状態の著しい悪化が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ~ 【62】人工呼吸器モードの設定条件の変更 ~



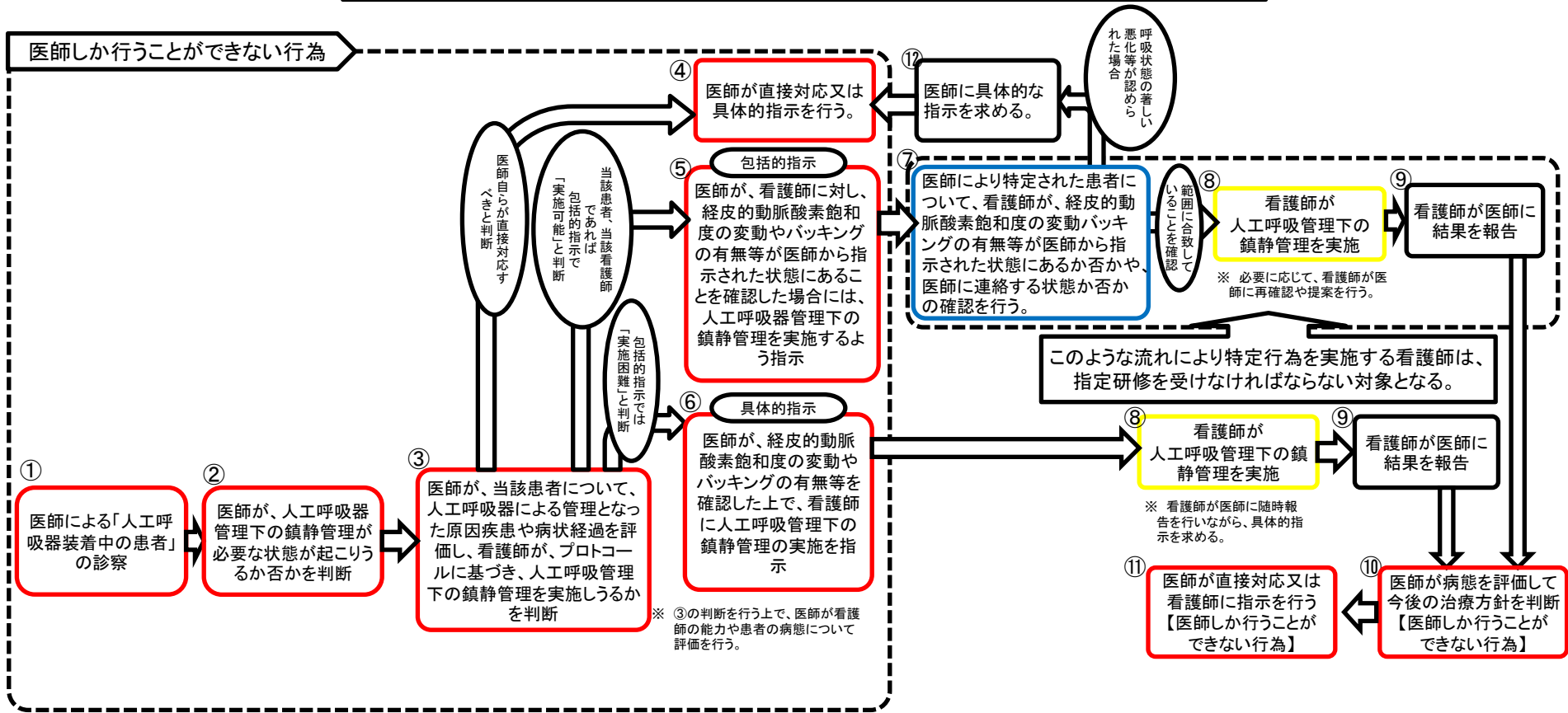
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 身体所見(自発呼吸の有無・頻度)及び検査結果(動脈血液ガス分析データ)が医師から指示された状態にある場合。
 → 人工呼吸器モードの設定条件の度合いを減じるための人工呼吸器のモードを変更する。
 (例: 人工呼吸器のモードをA/Cモード(補助/調整換気)からSIMVモード(同期的間欠的強制換気)に変更する。)
- 2) バックキングの頻度の増加、意識レベルの低下など呼吸状態の著しい悪化が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ~ 【63】人工呼吸管理下の鎮静管理 ~



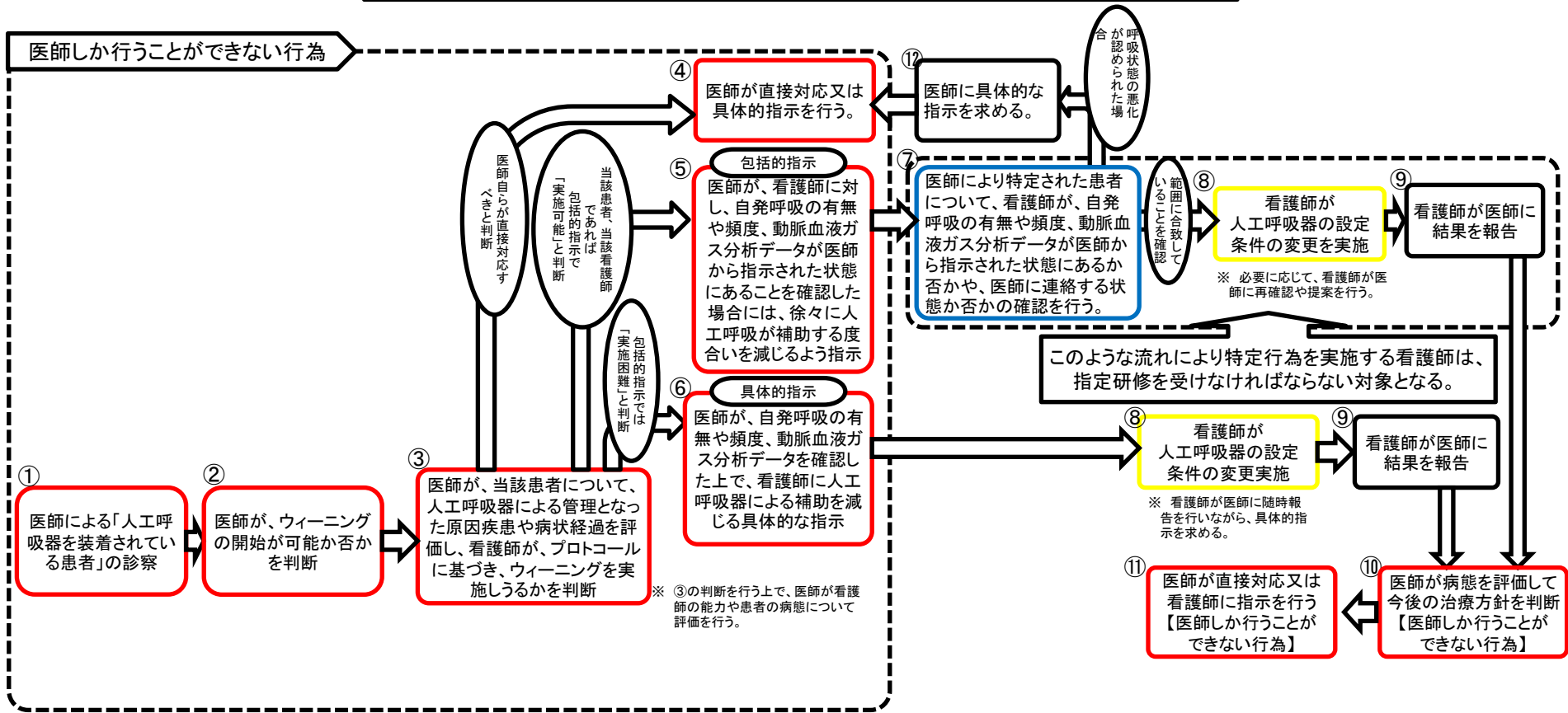
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 経皮的動脈血酸素飽和度の変動やパッキングにともなう呼吸状態の悪化が認められた場合
 → 鎮静薬の増量を実施（鎮静薬の調整範囲等は医師が事前に指示）
- 呼吸状態の著しい悪化を認めた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(案)
 ～ 【64】人工呼吸器装着中の患者のウィーニングの実施 ～



<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

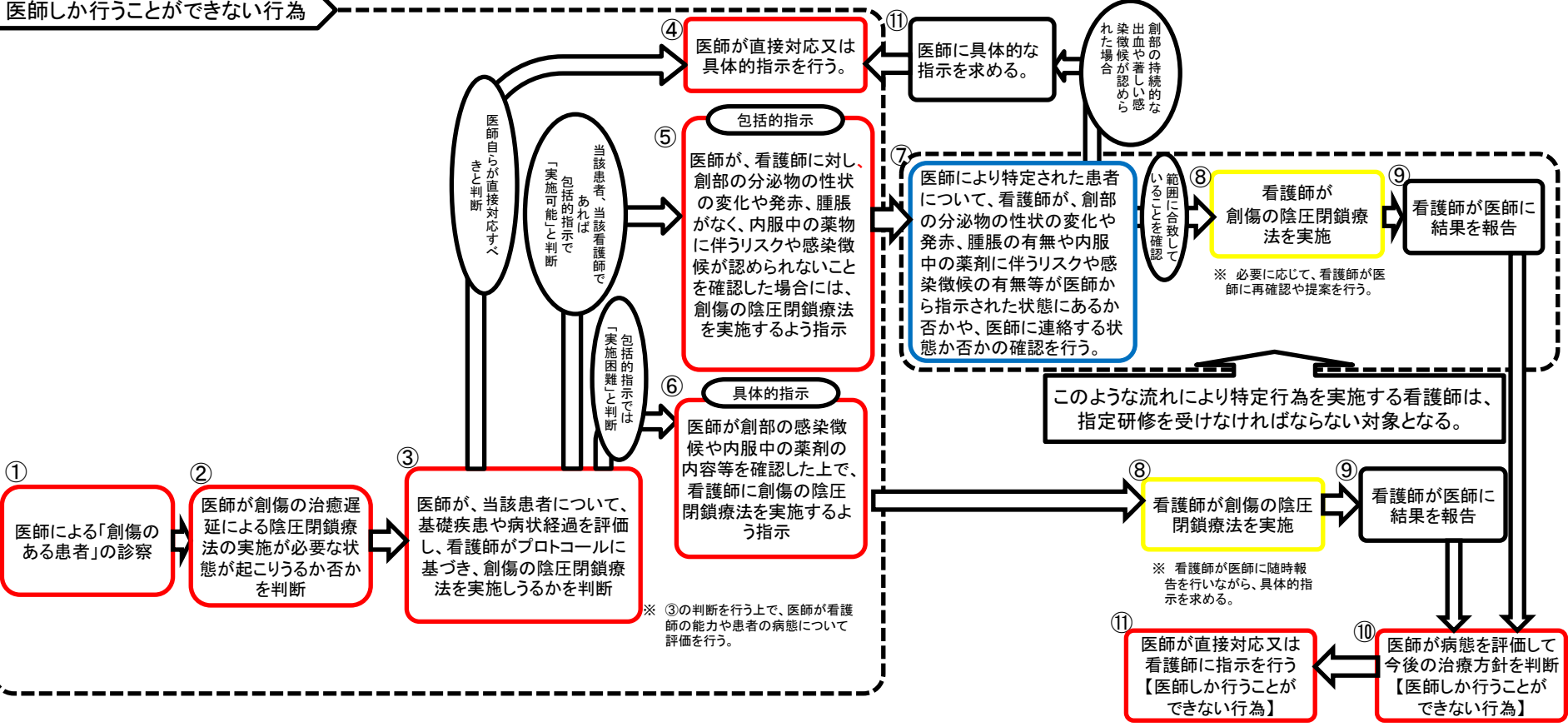
- 1) 身体所見(自発呼吸の有無、頻度)及び検査結果(動脈血液ガス分析データ)が医師から指示された状態にある場合
 → 徐々に人工呼吸器が補助する度合いを減じるための人工呼吸器の設定条件を変更する (例: 人工呼吸器による換気回数の減)
- 2) 呼吸状態の悪化が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ~ 【74】創傷の陰圧閉鎖療法の実施 ~

医師しか行うことができない行為



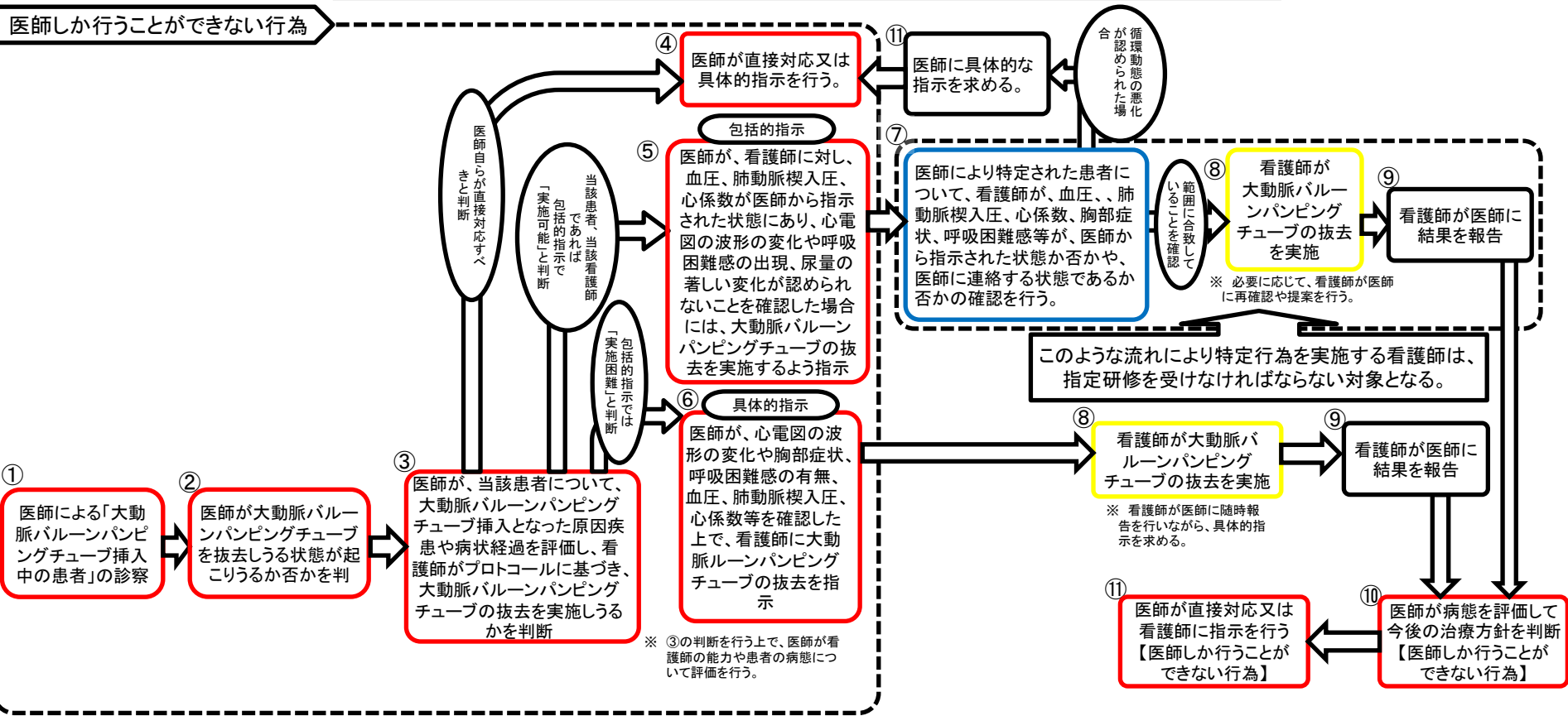
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 創部の壊死組織除去後、創底を確認し、創部の分泌物の性状の変化や発赤、腫脹がなく、投与中の薬剤に伴うリスクや感染徴候が認められない場合
 → 創傷の陰圧閉鎖療法を実施
- 2) 創部の持続的な出血や著しい感染徴候が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ~ 【96】大動脈バルーンパンピングチューブの抜去 ~

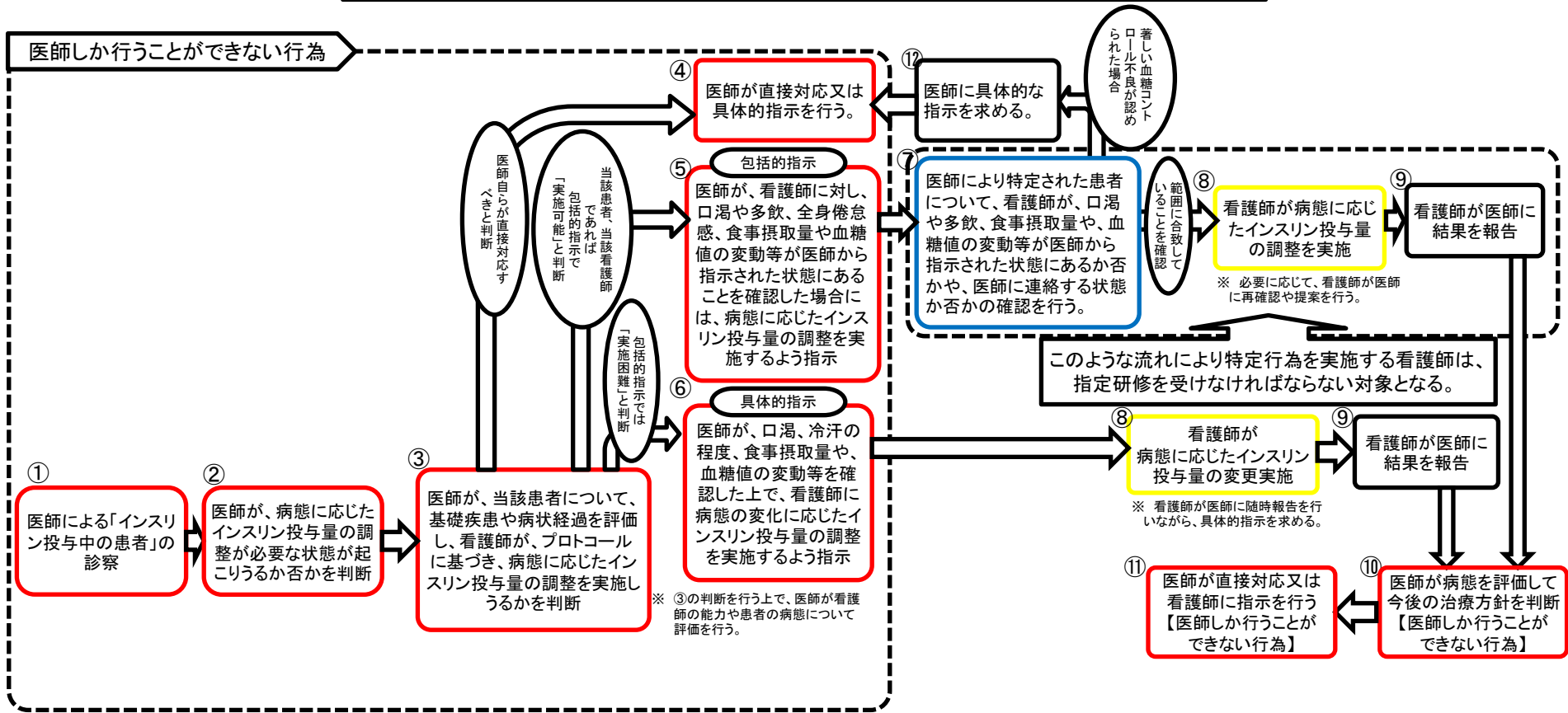


<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 補助循環の割合を徐々に減らす過程で、血圧、肺動脈楔入圧、心係数が医師から指示された状態にあり、心電図の波形の変化や呼吸困難感の出現、尿量の著しい変化が認められない場合
 → 大動脈バルーンパンピングチューブを抜去
- 2) 胸部症状、呼吸困難感の出現や血圧の低下等の悪化が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。
 ※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ~ 【131】病態に応じたインスリン投与量の調整 ~

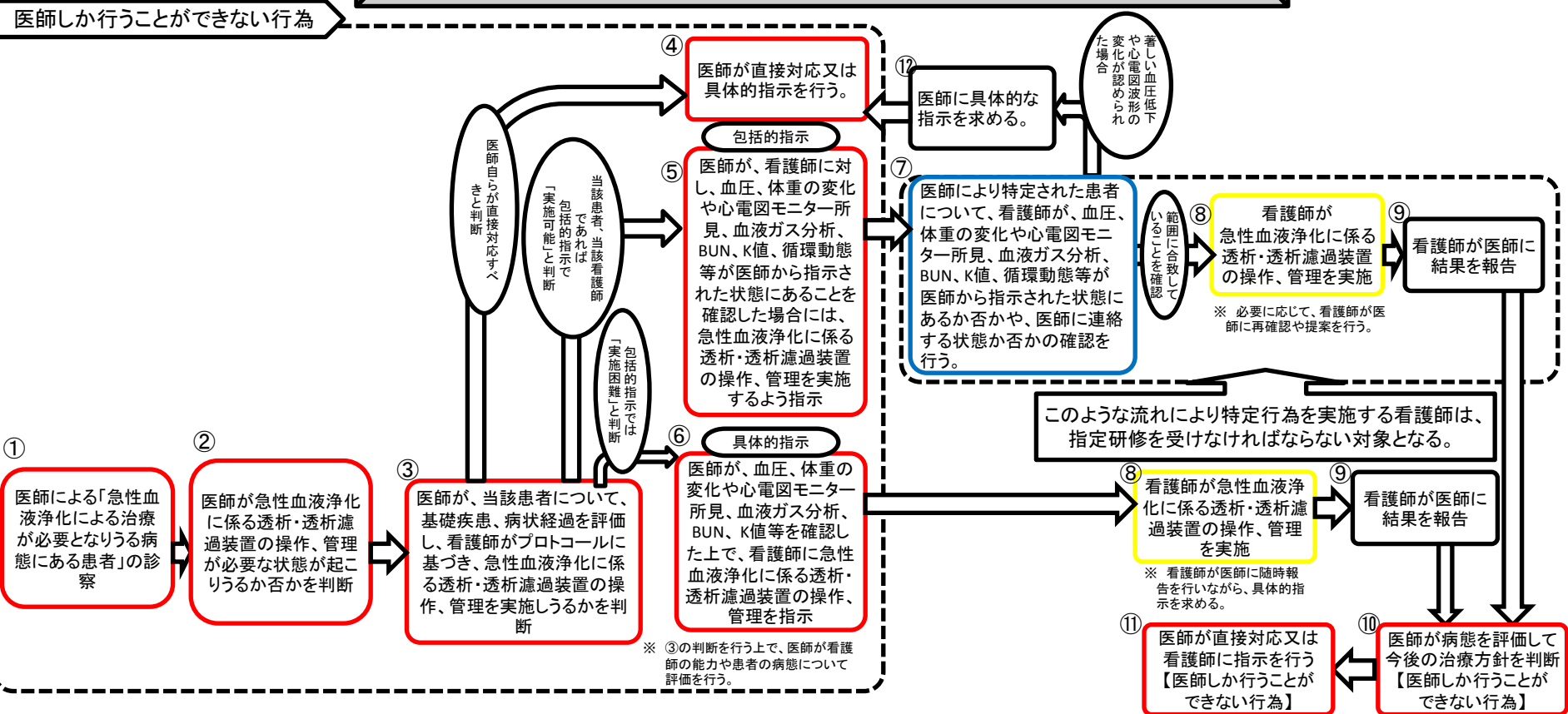


<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 口渴や多飲、全身倦怠感を認め、持続的な高血糖が認められた場合
 → 病態に応じたインスリン投与量の調整を実施 (糖尿病治療薬の種類、投与量の上限等は医師が事前に指示)
 (例: 糖尿病を合併の高カロリー輸液投与中の患者、意識レベルの低下や高血糖が認められた場合に、インスリン投与量を増量する)
- 2) 著しい血糖コントロールの不良が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。
 ※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【137】急性血液浄化に係る透析・透析濾過装置の操作、管理～



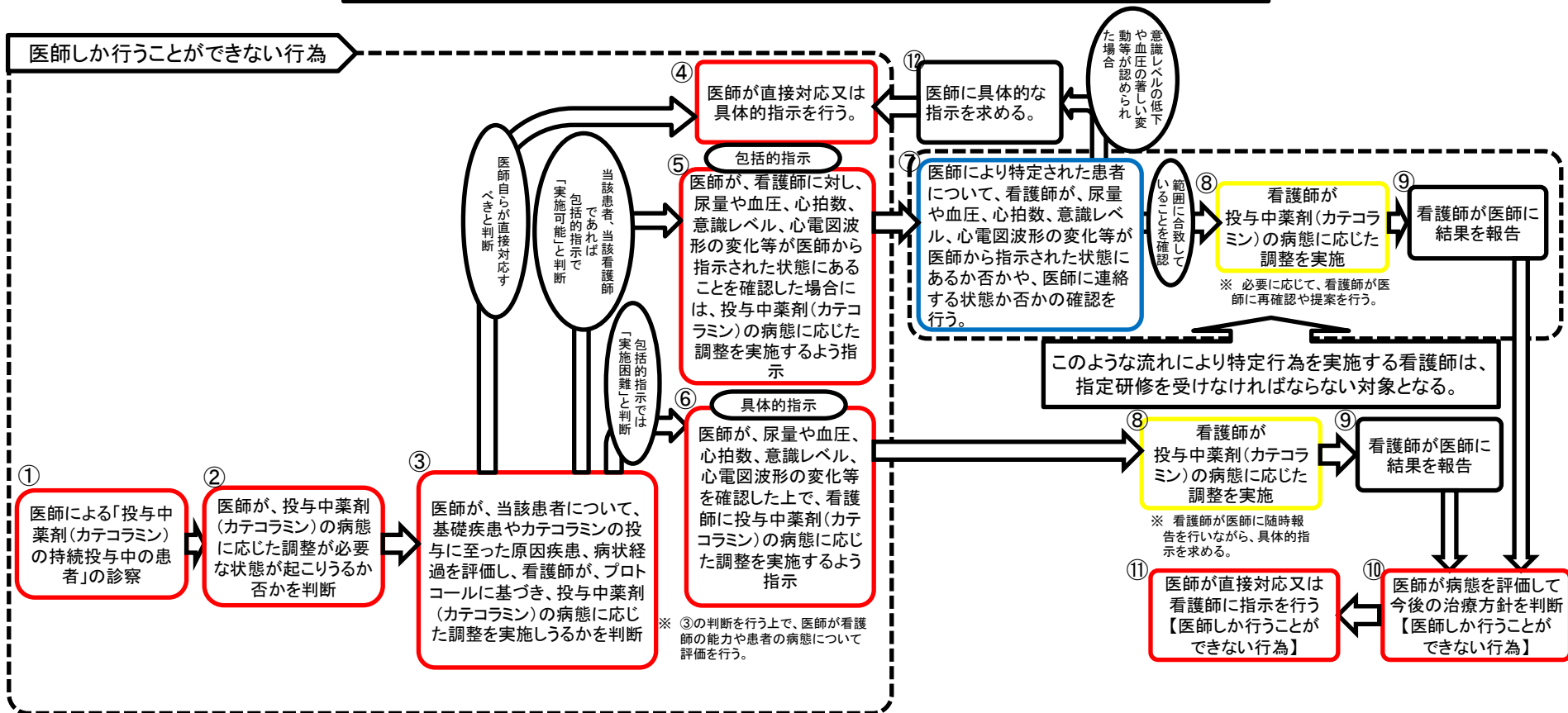
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 身体所見(血圧、体重の変化、心電図モニター所見など)や検査結果(血液ガス分析、BUN、K値など)、循環動態等が医師から指示された状態にある場合
 → 急性血液浄化に係る透析・透析濾過装置の操作、管理の実施
- 2) 著しい血圧低下や心電図波形の変化が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ~ 【152-1】投与中薬剤(カテコラミン)の病態に応じた調整 ~



<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

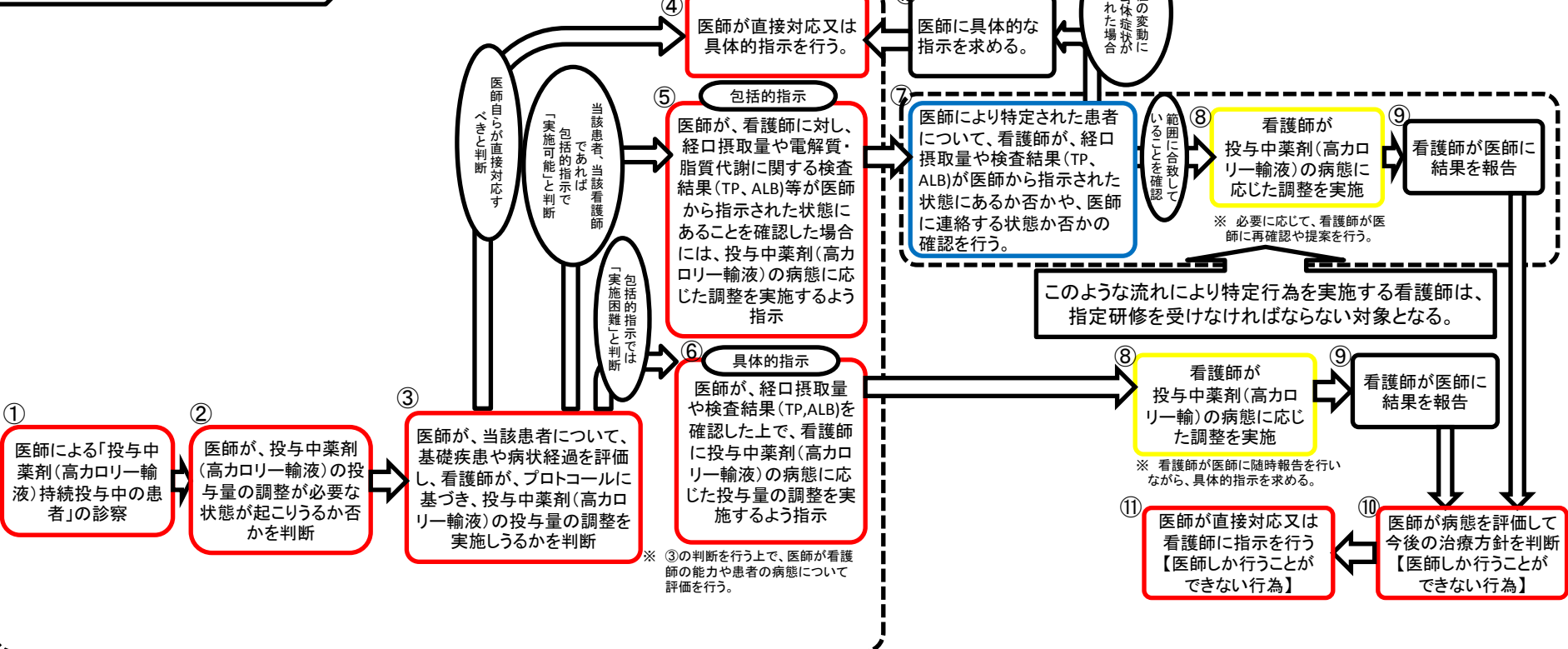
- 尿量や血圧、心拍数、意識レベル、検査結果(心電図波形の変化等)が医師から指示された状態にある場合
 → 投与中薬剤(カテコラミン)の病態に応じた調整を実施 (薬剤の種類、投与量の調整範囲については医師が事前に指示)
 (例:カテコラミン持続投与中の患者が、血圧が低下し、尿量の減少を認め、心拍数、心電図波形の変化、意識レベルが、医師から指示された範囲内の病態の変化である場合 → 投与中薬剤(カテコラミン)を増量をする。)
- 意識レベルの低下や血圧の著しい変動等が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ~ 【154-1】投与中薬剤(高カロリー輸液)の病態に応じた調整 ~

医師しか行うことができない行為



<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

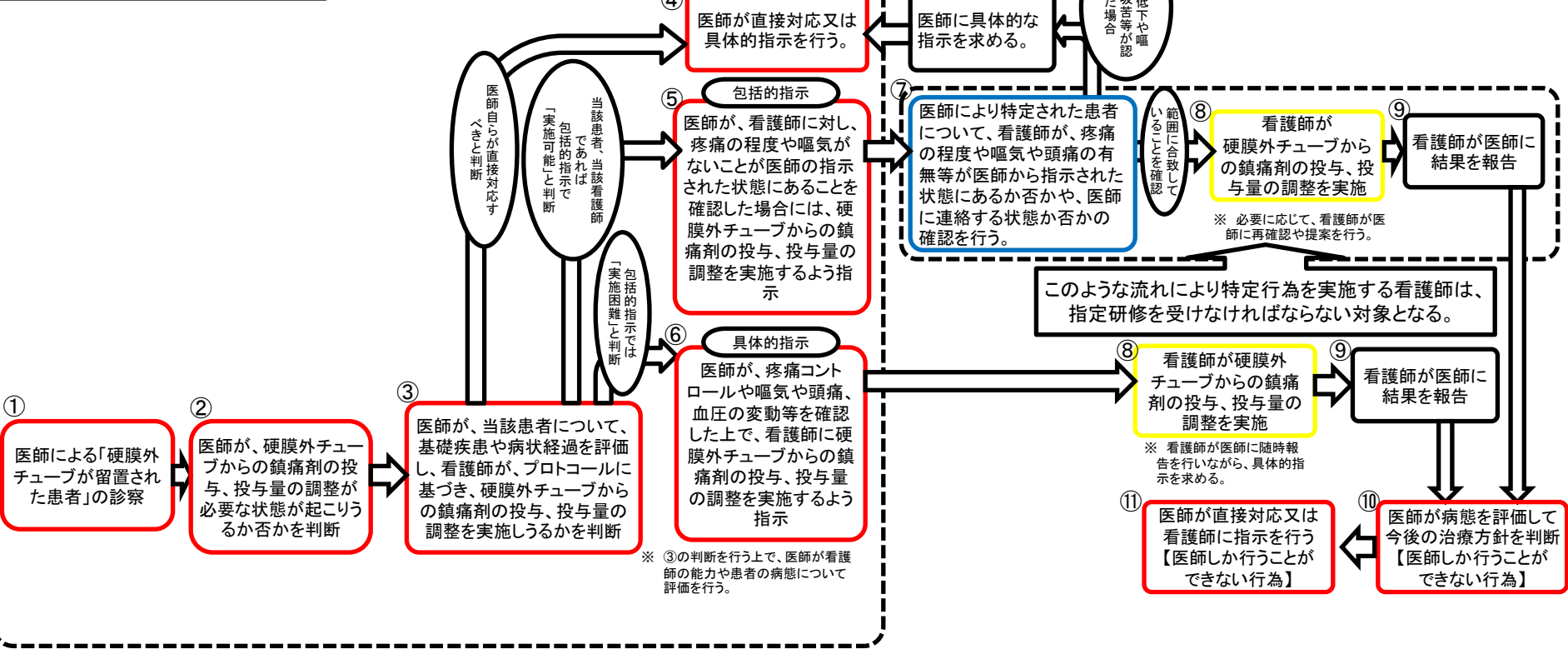
- 経口摂取量の増加、電解質・脂質代謝に関する検査データ(TP, ALB)の上昇を認め、栄養状態の改善が認められた場合
→ 投与中薬剤(高カロリー輸液)の減量を実施
- 血糖値の変動に伴う身体症状が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ~ 【182】硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量の調整 ~

医師しか行うことができない行為



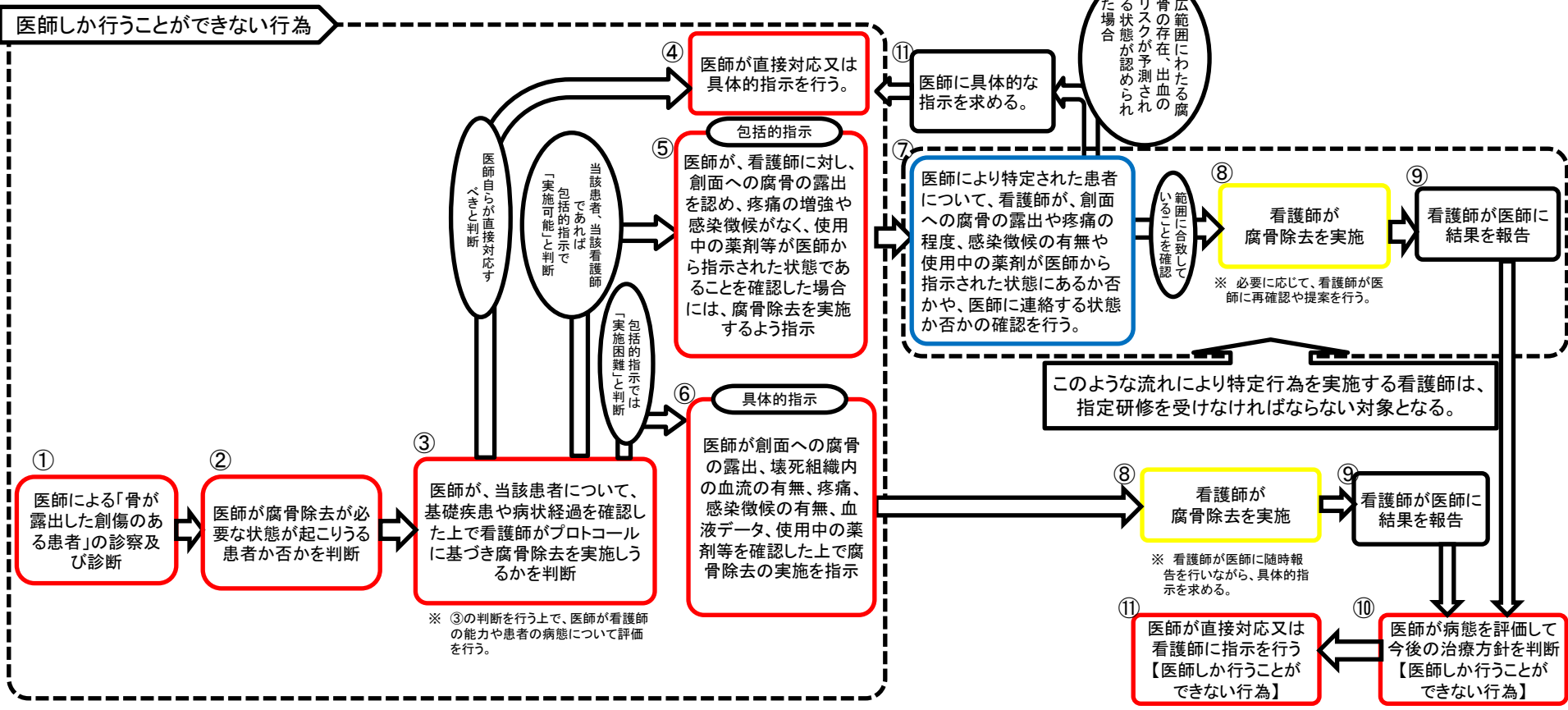
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 疼痛コントロール不良で、嘔気がない場合
 → 硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与量の増量を実施 (硬膜外チューブから投与する薬剤、投与量の調整範囲は医師が事前に指示)
- 2) 血圧の低下や嘔気、呼吸困難感、著しい疼痛の増強が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～ 【1002】褥瘡・慢性創傷における腐骨除去 ～



- ＜⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ＞
- 1) 創面への腐骨の露出を認め、疼痛の増強や感染徴候がなく、使用中の薬剤等が医師から指示された状態であることが認められた場合
→ 腐骨除去を実施
 - 2) 広範囲にわたる腐骨の存在、出血のリスクが予測される状態が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。
 ※上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。